

用途		国交省 総合評価	評価の根拠			出典
			品質性能	国交省利用実績		
1	コンクリート用細骨材	◎ (再生骨材)	A	既に当該用途を想定した品質基準 が設けられている。	a ●利用実績が多い。または汎用性が高い。 【主な工事】 ・ふ頭岸壁外（災害復旧）工事 ・係留施設築造工事	1) 2) 3)
2	コンクリート用細骨材	◎ (再生骨材)			a ●利用実績が多い。または汎用性が高い。 【主な工事】 ・漁港建設工事 ・ふ頭地区道路工事 ・堤防（改良）本体工事	
3	路盤材	◎	A	既に当該用途を想定した品質基準 が設けられている。	a ●利用実績が多い。または汎用性が高い。 【主な工事】 ・空港整備事業・空港誘導路改良工事 ・護岸工事岸壁改良工事 ・道路排水及び舗装工事 ・橋梁（改良）耐震補強工事 ・護岸（改良）築造工事 ・海岸保全施設整備事業 ・航路泊地浚渫工事	4) 6)
4	サントコンパクションパイル材	○+	C	標準材料に準ずる性能を有する。	a ●利用実績が多い。または汎用性が高い。 【主な工事】 ・ふ頭岸壁外（災害復旧）工事 ・物揚場建設その他工事	5)
5	路床盛土材	○+	C	標準材料に準ずる性能を有する。	a ●利用実績はあるが、限定される。 【主な工事】 ・国際物流ターミナル整備事業 ・防護矢板工事 ・土砂処分場管理用施設整備工事	
6	捨石	△	D	用途として利用可能であるが、 課題等も挙げられている。	a ●利用実績が多い。または汎用性が高い。 【主な工事】 ・岸壁保安設備工事 ・検潮所基礎工事 ・港湾施設設置工事 ・岸壁改良工事	5)
7	中詰材	△	D	用途として利用可能であるが、 課題等も挙げられている。	a ●利用実績が多い。または汎用性が高い。 【主な工事】 ・防波堤建設工事 ・防波堤（災害復旧）築造工事	5)
8	被覆石 根固・消波ブロック	△ (被覆・根固工)	D	用途として利用可能であるが、 課題等も挙げられている。	a ●利用実績が多い。または汎用性が高い。 【主な工事】 ・防波堤（沖）築造工事 ・防波堤築造工事（災害復旧）	5)
9	裏込材	△	D	用途として利用可能であるが、 課題等も挙げられている。	a ●利用実績が多い、または汎用性が高い。 【主な工事】 ・岸壁改良工事 ・臨港道路用地造成工事 ・臨港道路擁壁工事 ・堤防（改良）本体工事	5)
10	裏埋材	△	D	用途として利用可能であるが、 課題等も挙げられている。	a ●利用実績が多い。または汎用性が高い。 【主な工事】 ・国際物流ターミナル整備事業 ・港湾建設工事（国交省）	
11	盛土材 覆土材 載荷盛土材	△	D	用途として利用可能であるが、 課題等も挙げられている。	a ●利用実績が多い。または汎用性が高い。 【主な工事】 ・護岸（改良）築造工事 ・海岸保全施設整備事業（浸食）	
12	パーチャルドレンおよび サントマット材	△	D	用途として利用可能であるが、 課題等も挙げられている。	b ●利用実績はあるが、限定される。 【主な工事】 ・岸壁（耐震）地盤改良工事（国交省）	5)

出典)

- 1)JISA5021「コンクリート用再生骨材H」(平成30年5月改正)
- 2)JISA5022「再生骨材Mを用いたコンクリート」(平成30年5月改正)
- 3)JISA5023「再生骨材Lを用いたコンクリート」(平成30年5月改正)
- 4)コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準(国土交通省通知、平成28年3月)
- 5)平成8年度リサイクル材の利用法のとりまとめ((財)沿岸技術研究センター、平成9年3月)
- 6)舗装再生便覧((社)日本道路協会、平成22年度版